

○高知県公立小学校・中学校及び義務教育学校特別支援学級設置要項

昭和54年7月9日

54教特第157号

改正 昭和55年10月9日 55教特第202号
昭和61年12月27日 61教特第226号
平成11年3月31日 10教障第234号
平成14年8月19日14高教障第235号
平成18年8月22日18高教特第282号
平成19年8月3日19高教特第254号
平成20年7月1日20高教特第169号
平成21年8月6日21高教特第244号
平成22年9月10日22高教特第329号
平成26年3月28日25高教特第715号
平成28年3月15日27高教特第789号
平成28年6月2日28高教特第176号
令和2年2月7日 元高教特第718号
令和3年9月6日 3高教特第469号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この設置要項は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項の規定により編制する高知県内の公立小学校・中学校及び義務教育学校の特別支援学級について、法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

第2章 学級編制

(学級編制の時期)

第2条 特別支援学級は、原則として年度当初をもって編制するものとする。

(学級編制の対象)

第3条 特別支援学級の編制の対象とする児童生徒の障害の種類及び程度については、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月30日付け3文科初第608号文部科学省初等中等教育局通知)の趣旨に従って判断するものとする。

(教育支援委員会の設置)

第4条 市町村（学校組合を含む。以下同じ。）の教育委員会（以下「市町村教育委員会」と

いう。)は、必要に応じ学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第11条及び第12条並びに学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第3条及び第9条第1項第5号に定める特別支援教育の対象となる児童生徒の就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行う観点から教育支援委員会を設置する。

(学級編制)

第5条 特別支援学級の1学級の児童生徒の数は、公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則(昭和34年高知県教育委員会規則第4号)に定めるところによる。

第6条 同一の障害の特別支援学級を2学級以上設置する学校にあつては、学年段階に区分して編制することを原則とする。

(諸表簿)

第7条 特別支援学級に係る諸表簿の取扱い等については、当該学校の通常の学級の取扱いに準じて行うものとする。

(児童及び生徒の学習の場)

第8条 特別支援学級の児童生徒については、当該児童又は生徒の属する学年の通常の学級等との交流及び共同学習の時間を適切に設けるものとする。

(担当教員)

第9条 特別支援学級には、各学級ごとに専任の教員(以下「特別支援学級担任教員」という。)を置かなければならない。特別支援学級担任教員が特別支援学級及び通常の学級において特別支援学級の児童生徒に対して課する授業時数は、当該特別支援学級の児童生徒の総授業時数の半数以上とする。

2 特別支援学級担任教員の選任については、特に特別支援教育に対し深い理解及び関心を持ち、信望のあつた教員を充てるものとする。

3 特別支援学級には、特別支援学級担任教員のほか、教科等を担当する教員を置くことができる。

第3章 教育課程

(教育課程)

第10条 特別支援学級の教育課程は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第138条の規定により、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として編成するものとする。

第11条 特別支援学級における教育課程の実施に関しては、原則として特別支援学級担任教員が教育課程の全般を担当するものとする。なお、障害種別や教科等により特に必要がある場合は、教育課程の一部を特別支援学級担任教員以外の教員が担当することができるものとする。

(学習成績の評価)

第12条 特別支援学級の児童生徒に対する学習成績の評価については、当該特別支援学級の教育課程に即して行わなければならない。

(指導要録の様式等)

第13条 特別支援学級の児童生徒に係る指導要録の様式、取扱い上の注意等については、平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」の趣旨に則って、各市町村教育委員会が定めるものとする。

第4章 施設・設備等

(教室の位置及び面積)

第14条 特別支援学級の教室の位置は、当該特別支援学級の児童生徒の特性に適合した、教育上適切な場所に定めなければならない。

2 教室の面積は、当該学校の標準となる普通教室と同等又はそれ以上としなければならない。

(設備、備品等)

第15条 特別支援学級には、教育内容及び方法に即し、有効にして適切な設備、備品等を備えなければならない。

第5章 設置

(整備計画)

第16条 市町村教育委員会は、当該区域内の地域的特性、学校及び児童生徒の実態等を勘案した特別支援学級整備計画を立て、その充実と適正配置に努めるものとする。

(学級編制手続)

第17条 特別支援学級の編制に当たっては、別記第1号様式及び別記第2号様式の1～6による特別支援学級編制計画書を、また自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍している児童生徒については別紙第2号様式の7を、それぞれ2部作成し、前年の10月末日までに高知県教育委員会事務局（以下「県教育委員会事務局」という。）へ提出しなければならない。ただし、知的障害特別支援学級に在籍する児童が、同一市町村内の中学校へ就学する場合は、特別な事情がある場合を除き、別記第2号様式の4を省略することができる。

2 前項の特別支援学級編制計画書提出以後において、その記載内容に異動を生じたときは、その都度速やかに理由を付して訂正しなければならない。

(学級編制届出)

第18条 特別支援学級を編制した市町村教育委員会は、別記第3号様式並びに別記第4号様式の1及び2による特別支援学級編制届をそれぞれ2部作成し、当該年度の4月15日までに県教育委員会事務局へ提出しなければならない。

2 前項の編制届提出以後において、特別支援学級担任教員及び特別支援学級で教科等を担当

する教員のうち、特別支援学級を担当する教員として給料の調整額の支給を受ける教員に異動を生じたときは、速やかに別記第5号様式及び別記第6号様式による特別支援学級担任教員変更届を、特別支援学級に編制する児童生徒の障害種別を変更しようとするとき若しくは新たに特別支援学級に入級させようとするときは、あらかじめ別記第2号様式の4及び第4号様式の2の特別支援学級編制対象児童生徒調査書、学級別児童生徒名簿をそれぞれ2部作成し、県教育委員会事務局へ提出しなければならない。ただし、同一市町村内における同一障害種別間での児童生徒の異動については、別記第2号様式の4を省略することができる。

〔附 則〕

この特殊学級設置要項は昭和55年9月27日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

ただし、第10条の規定のうち、中学校の教育課程に関する部分については昭和56年3月31日までは、なお従前の例による。

〔附 則〕

この特殊学級設置要項は、昭和61年12月27日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、平成11年4月1日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、平成14年8月19日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、平成18年8月22日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、平成19年8月3日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、平成20年7月1日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、平成21年8月6日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、平成22年9月10日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、平成26年5月2日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、平成28年6月2日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、令和2年2月7日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、令和3年9月6日から施行する。